

2023年11月15日(水) ハコラク12月号 掲載

医療の現場から『「かかりつけ医」を持ちましょう』

総合医療支援センター 地域医療連携室 小玉 諒 事務員

「かかりつけ医」を持ちましょう



函館中央病院

総合医療支援センター 地域医療連携室

小玉 諒 さん

「かかりつけ医」という言葉をご存じでしょうか。分かりやすく言い換えると、風邪などの身近な症状について気軽に受診でき、またさまざまな健康上の相談ができるお医者さん（診療所・クリニックなど）のことです。

なぜ「かかりつけ医」を持つことが必要かというと、ご自身の体調がいつもと違って優れない時、とりあえず大きい病院を受診しようと望まれる方もいらっしゃると思いますが、

総合病院に患者が集中してしまうと、待ち時間が発生し、医師の負担が大きくなるため、結果的に十分な医療サービスを提供できない可能性が生じてしまいます。

そのため厚生労働省は、質の高い医療を患者さまへ提供することを目的に、医療機関がおのの役割をもち、その医療機能を最大限生かせる取り組みを行っています。

ですので、ご自身の体調がいつもと違って優れない時は、まずは「か

かりつけ医」を受診するようにしましょう。必要に応じ、診療情報提供書（紹介状）を書いてもらい適切な医療機関や専門医を紹介してくれるので、皆さまにとって心強い存在です。（医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の方は、「初診時選定療養費」として負担が生じる場合がございます。）

併せて、手術や専門的治療が終わり、病状が安定した患者さまは、お近くの医療機関や元々受診していた「かかりつけ医」での治療をお願いし、何かあったらご紹介いただくといった医療連携を行っています。

私が在籍している地域医療連携室でも、紹介状をお持ちの患者さまの受診（検査）予約をお取りすることができません。

「かかりつけ医」を持つということは、日常的な健康管理や定期処方などで継続受診することになり、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の予防をはじめ、早期発見・治療へつながりやすくなるということです。